

公開

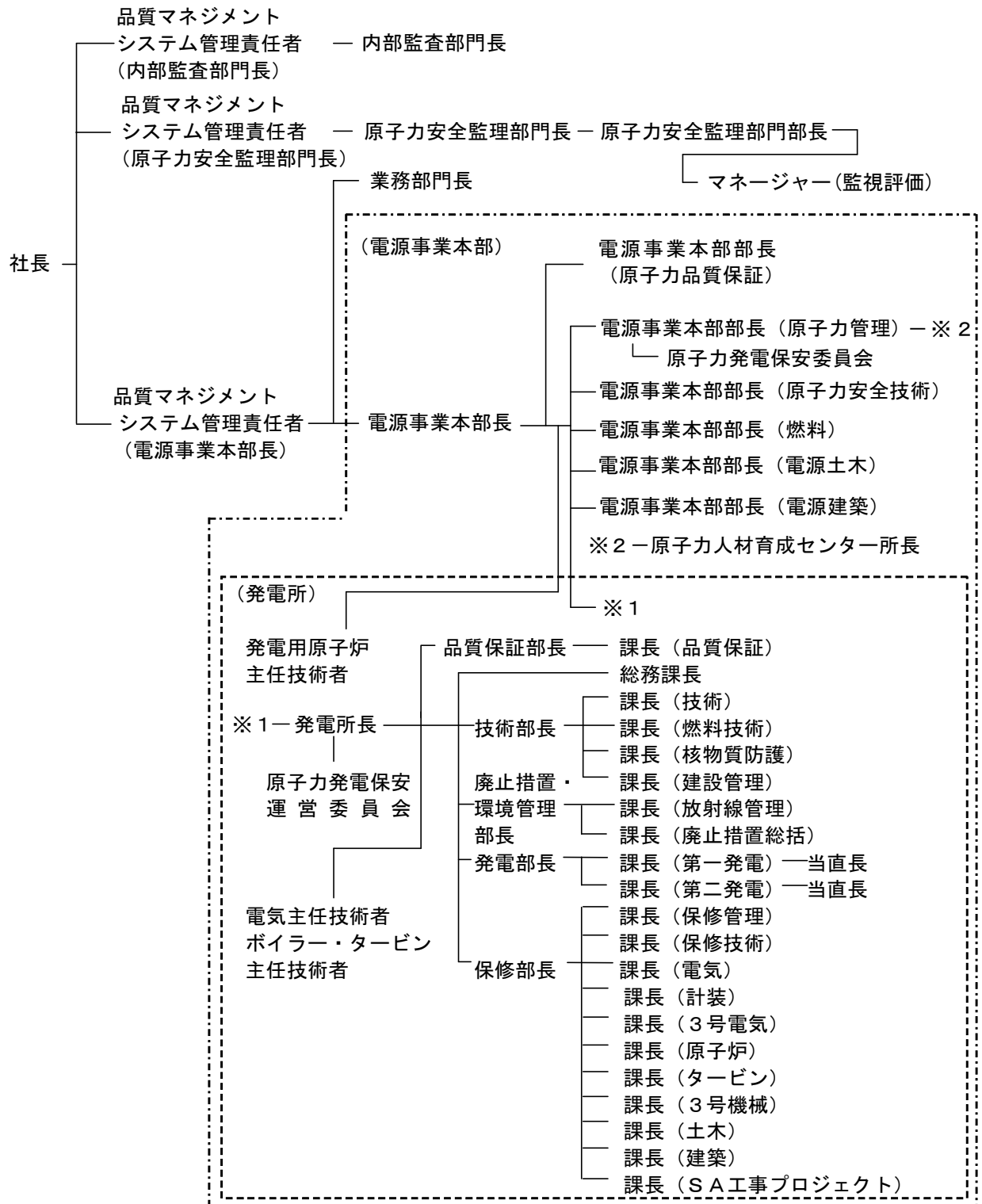
島根原子力発電所 原子炉施設保安規定

2026年6月

中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

図 4



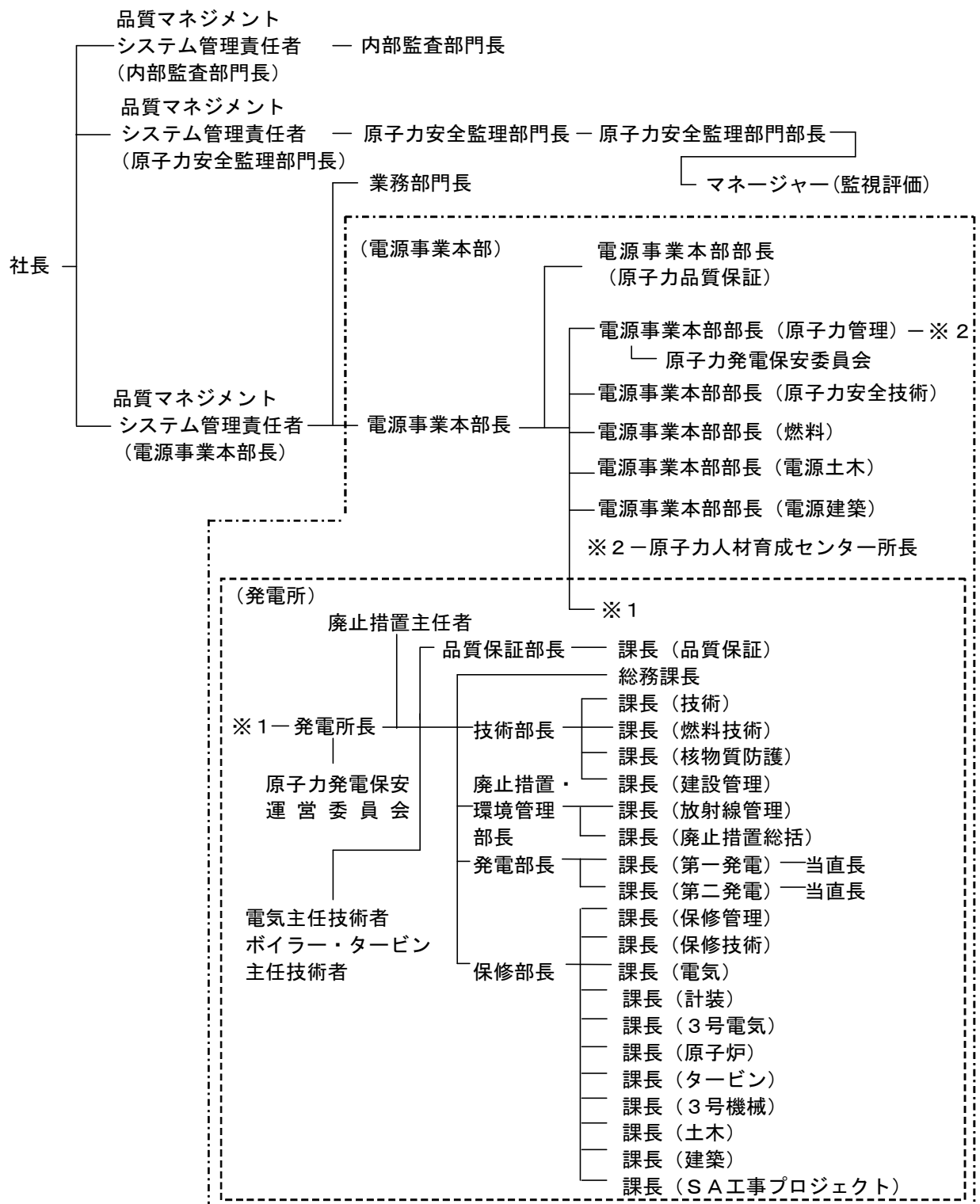
(保安に関する職務)

第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。

- (1) 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする（第三者の視点から健全な安全文化の育成および維持活動に対する提言を受けるため、社外有識者を中心とした「原子力安全文化有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置することを含む。）。
- (2) 電源事業本部長は、品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、保安に関する組織（内部監査部門および原子力安全監理部門を除く。）における関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。
- (3) 内部監査部門長は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。
- (4) 原子力安全監理部門長は、安全文化の状態の監視・評価業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、安全文化の状態の監視・評価業務および有識者会議の運営業務を統括する。また、原子力安全監理部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。
- (5) 業務部門長は、調達に関する業務を統括する。
- (6) 電源事業本部部長（原子力品質保証）は、品質保証活動の総括に関する業務を行う。また、健全な安全文化を育成し、および維持する活動（内部監査部門および原子力安全監理部門の活動を除く。）の総括に関する業務を行う。
- (7) 電源事業本部部長（原子力管理）は、電源事業本部（原子力管理）が実施する発電所の保安に関する業務（発電所における保安に関する業務のうち保安教育の総括、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）を統括する。
- (8) 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務および輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。
- (9) 電源事業本部部長（燃料）は、電源事業本部（燃料）が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。
- (10) 電源事業本部部長（電源土木）は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。
- (11) 電源事業本部部長（電源建築）は、原子力発電設備に関する建築業務を統括する。
- (12) 原子力安全監理部門部長は、安全文化の状態の監視・評価に関する業務および有識者会議の運営に関する業務を統括する。
- (13) 原子力人材育成センター所長は、教育訓練の総括（保安教育の総括に関する業務を含む。）に関する業務を行う。
- (14) マネージャー（監視評価）は、安全文化の状態の監視・評価に関する業務および有識者会議の運営に関する業務を行う。

2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。

図 1 2 6



(保安に関する職務)

第127条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。

- (1) 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織(廃止措置主任者を含む。)から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする(第三者の視点から健全な安全文化の育成および維持活動に対する提言を受けるため、社外有識者を中心とした「原子力安全文化有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置することを含む。)
 - (2) 電源事業本部長は、品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、保安に関する組織(内部監査部門および原子力安全監理部門を除く。)における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。
 - (3) 内部監査部門長は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。
 - (4) 原子力安全監理部門長は、安全文化の状態の監視・評価業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、安全文化の状態の監視・評価業務および有識者会議の運営業務を統括する。また、原子力安全監理部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。
 - (5) 業務部門長は、調達に関する業務を統括する。
 - (6) 電源事業本部部長(原子力品質保証)は、品質保証活動の総括に関する業務を行う。また、健全な安全文化を育成し、および維持する活動(内部監査部門および原子力安全監理部門の活動を除く。)の総括に関する業務を行う。
 - (7) 電源事業本部部長(原子力管理)は、電源事業本部(原子力管理)が実施する発電所の保安に関する業務(発電所における保安に関する業務のうち保安教育の総括に関する業務を含む。)を統括する。
 - (8) 電源事業本部部長(原子力安全技術)は、電源事業本部(原子力安全技術)が実施する発電所の保安に関する業務および輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。
 - (9) 電源事業本部部長(燃料)は、電源事業本部(燃料)が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。
 - (10) 電源事業本部部長(電源土木)は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。
 - (11) 電源事業本部部長(電源建築)は、原子力発電設備に関する建築業務を統括する。
 - (12) 原子力安全監理部門部長は、安全文化の状態の監視・評価に関する業務および有識者会議の運営に関する業務を統括する。
 - (13) 原子力人材育成センター所長は、教育訓練の総括(保安教育の総括に関する業務を含む。)に関する業務を行う。
 - (14) マネージャー(監視評価)は、安全文化の状態の監視・評価に関する業務および有識者会議の運営に関する業務を行う。
2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。
- (1) 発電所長(以下「所長」という。)は、発電所における保安に関する業務(保安教育の総括に関する業務を除く。)を統括する。

附 則

附則（令和8年3月23日 原規規発第2603235号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和8年6月25日から施行する。

附則（令和7年6月3日 原規規発第2506039号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和7年6月6日から施行する。

附則（令和7年5月15日 原規規発第2505151号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和7年6月6日から施行する。

附則（令和7年2月13日 原規規発第2502131号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和7年4月1日から施行する。

附則（令和6年5月30日 原規規発第2405302号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和6年6月7日から施行する。

2. 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

なお、第12条（運転員等の確保）、第17条（火災発生時の体制の整備）、第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）、第17条の3（火山影響等発生時の体制の整備）、第17条の4（その他自然災害発生時等の体制の整備）、第17条の5（有毒ガス発生時の体制の整備）、第17条の6（資機材等の整備）、第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）および第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備）については、教育訓練に係る規定を除き2号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

3. 原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直しに係る規定については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

4. 添付4 管理区域図「図14. 2号原子炉建物1階、2号タービン建物2階、2号廃棄物